

「報復テロ行為」に対する保険金支払を海外旅行傷害保険の新特約で明確化
～ テロ行為による損害の補償に関する新特約の発売について～

- 平成 13 年 10 月 19 日 -

あいおい損害保険株式会社（社長 瀬下 明）は、海外旅行傷害保険について、米国等の空爆攻撃に対する「報復テロ行為」についても保険金をお支払いすることを明確化するため、新特約（戦争危険等免責に関する一部修正特約）を認可取得し、10月18日より発売しましたのでお知らせします。

10月18日以降引受けの海外旅行傷害保険契約および既に成立している同保険契約について、当面、割増・追加保険料を請求することなく、本特約を自動的にセット（付帯）いたします。（注1）

これにより日本時間10月18日以降に発生する「テロ行為」（注2）について、「報復テロ行為」も含めて保険金支払の対象とすることを明確化しました。

但し、旅行先がアフガニスタンおよびその隣接国（パキスタン、イラン、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン）の場合は、本特約のセット（付帯）は行いません。

（注1）今後の情勢の変化によっては、割増・追加保険料を必要とすることもあります。

（注2）テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

これまで、海外旅行中に遭遇した「テロ行為」により、お客様に損害が生じた場合には、その都度、保険約款に定める「戦争状態免責規定」に該当するか否かを判断することとしていましたが、お客様に安心して海外旅行にお出かけいただけるよう、「テロ行為」を保険金の支払対象とする旨、新特約で明確化しました。

なお、本特約は「テロ行為」を補償対象とすることを明確化する特約であり、テロ行為ではない戦争、外国による武力行使、内乱等の場合は、保険金支払の対象外となります。

また、旅行業者向けの旅行特別補償保険でも、同一内容の認可を取得しております。